

## うきは市農業委員会第20回総会議事録

[開催日時] 令和4年10月11日(火)午後1時30分から

[開催場所] 101・102会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定変更)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第8号の規定による農地転用許可不要届について

報告第3号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次

2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子

3番 後藤 一善 10番 家永 学

4番 園田 忠行 11番 尾花 里美

5番 森 和正 12番 堀江 清成

6番 内山 良江 13番 佐藤 和弘

7番 後藤 義道 14番 日野 吉光

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 杉 真

局長 只今より第20回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をお願いします。

議長 本日の議事録署名人は11番委員と12番委員です。よろしくをお願いします。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による農地等許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 建売住宅から集合住宅への計画変更申請となっております。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

14番 先程の説明の通りです。物件の採算性を考慮したうえでの計画変更申請のようです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転等許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地の事業者は山形県で認定農業者を取得しているようで、うきは市でも認定農業者の取得を目指しているようです。また、将来的にはうきは市にも加工所を設置したいとのことですので、計画的にやられているような印象を受けました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

4番 営農型太陽光の事業をするにあたって、作物の収量が近隣の平均収量の8割を維持する必要があるようになってきていると思いますが、こちらの事業者はその要件を満たしているのですか？

事務局 直近で上がっている実績を報告させていただきます。太陽光の下部で栽培されている苔の作付け面積は約8,500㎡で反当たりの収量は反当は約58㎡となっており、地域の指標となる収量は約92㎡ですので60%くらいはなっ

おりますが、事業開始当初の計画は令和5年度から本格的に出荷を開始するような計画でしたので、来年度からは80%を超えてくるかと思われますので間違いないかと考えております。

事務局 営農型太陽光につきましては通常の営農よりも準備に数年期間を要します。事業者も継続的に取り組み、当時の事業計画も数年かけて基準である収量80%を目標にという事でしたので、是非とも頑張ってくださいと思います。

12番 うきは市以外の九州内で他に苔の営農型太陽光事業をしているところがありますか？

事務局 加工は山形県の方でやっているようですので、九州での実績はまだ無いようです。また、施行の実績と今後の計画を含めてまた改めてお訪ねしたうえでご報告いたします。

13番 苔は農作物に該当するのですか？

局長 苔は農作物として認可されております。また、当該事業者につきましては実際に山形県の方で苔で認定農業者も取られていて、今後うきは市でも認定農業者の申請をしてくるものと思われます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先程の説明の通りです。袋野堰土地改良区の用水路の整備で出た草や泥の仮置き場として利用し、乾燥後に業者に引き渡す計画のようです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 今までは近隣の土木会社の土場に仮置き場として利用させていただき、処分していたようです。申請地は荒廃地となりつつあるような農地でもありましたので荒廃地対策という意味でも良いことではないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 3 上程)

- 事務局 (議案 2 - 3 説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。分科会長と担当委員が同一のため一括して説明をいたします。
- 分科会長 規模の拡大に伴い、既存の施設では作業が追いつかないということでの拡張の申請です。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 3 番 農地に農業用の施設を建設する際は全部転用できるのでしょうか？それとも面積に対して何割までという規定があるのでしょうか？
- 事務局 転用にあたっては必要な根拠を求められますので、通常の転用申請と同様に必要な分だけとなります。

(質疑なし)

- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の県の方に進達します。
- 議長 引き続き議案 2 - 4 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 4 上程)

- 事務局 (議案 2 - 4 説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 周囲は宅地化が進んでいるような状況です。6棟の建売分譲の計画ということで特に問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 9 番 代理人と推進委員と私とで現地を確認しました。その際に推進委員が二階建ての建物が立った場合に北側の水路を挟んで存在する農地の日照について懸念をされておりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。
- 議長 事務局に伺いますが、2階建ての物件が建った場合はどうなんだと意見がでておりますが、何か聞いておりますか？補助をお願いします。
- 事務局 今回の計画は建売での平屋の計画となっておりますので問題ないかと思われま
- す。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 4 に賛成の方は挙手を求め
- ます。
- 議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。
- 議長 引き続き議案 2 - 5 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 2 - 5 上程)

事務局 (議案 2 - 5 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地の北側と南側を宅地に挟まれているようなところですが、そちらと一体的な利用をするという計画のようですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

11番 先程の説明の通りです。現在申請地を含めた南北の宅地は譲渡人が市外に在住ということもあり、管理が行き届いて無かったために近隣の方の迷惑になっているのではないかと心配していたところに今回の案件のご相談があったそうです。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 2 - 5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第 3 号上程)

事務局 (議案第 3 号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地の周囲は宅地に囲まれており、農地も無いような所ですので特に問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 先程の説明の通りです。実際に森林組合の駐車場として利用しているために始末書付きの申請となります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 3 号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による農地等の許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 - 1 上程)

事務局 (議案 4 - 1 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

10番 譲受人の年齢は 70 代ですが、週末には息子さんも帰ってきて一緒にやられて

おります。とても一生懸命にやられておりますので問題無いかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案4-2を議題とします。事務局説明をお願いします。  
(議案4-2上程)

事務局 (議案4-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

12番 譲渡人は妹川の出身で譲受人とは以前お隣同士でした。年に数回草刈りをして管理をしていたところ、譲受人が譲ってくれませんかと話を持ちかけて今回の申請に至っております。特に問題ないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。  
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案4-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 引き続き議案4-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案4-3につきましては、議案書に記載しておりますが、書類不足のため、今回は取り下げがなされております。

議長 そういった事情のようですので議案4-4に移ります。事務局説明をお願いします。

(議案4-4上程)

事務局 (議案4-4説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 譲受人は延寿寺にある古民家を改築して美術館を運営されております。昨年、今回の申請地の東側の農地を取得しており、現在は椿を植えてしっかりと管理されております。本来であればその時に同時に取得したかったようですが、管理が行き届かないかもしれないということで前回は見送り、今回拡大してもやれそうな日処がたつたため、申請に至っております。本人の年齢は70代と高齢ですが、とても元気のある方です。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 1 2 番 市内で椿を植えて成功した事例はありますか？
- 局長 以前は市の方でも荒廃地対策の一環としてオリーブと椿を推進しておりました。実際に部会の方でも活動しており、オイルにして販売している人もいらっしゃいますが、オリーブオイルと比べるとやはり量は少ないようです。
- 1 2 番 聞いた話にはなりますが、椿は難しいという事をよく聞くので、農業委員会として他の作物の推進をした方が良いのではないのでしょうか？
- 議長 確かに椿は栽培が難しいうえに収益面でも厳しいということを耳にしますが、まずは農地を農地として適正に管理していただければ私は考えております。
- (質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 4-4 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成ということで許可とします。
- 議長 引き続き議案 4-5 を議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案 4-5・6 上程)
- 事務局 (議案 4-5・6 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 1 1 番 3年間の賃借権の設定ということですが、もし3年後に更新がされなかった場合は地権者に戻るという事ですか？
- 事務局 営農型太陽光を申請する際には太陽光の撤去費用までの見積もりを出していただくようになっております。したがって、3年後に更新がなされない場合は事業者が太陽光を撤去し、農地へ原状回復をしたうえで地権者に戻すという事になります。
- 1 1 番 太陽光パネルには有害物質等が含まれているという話を聞いたことがありますが、もし、災害等で太陽光パネルが壊れて農地に流出した場合は農地として使えるのでしょうか？
- 事務局 仮に太陽光パネルが破損しても、その有害物質は液状のものではなく、破片のような形だと思っております。詳細につきましては後日確認してご報告させていただきます。
- 議長 もしもの話をするとすると審議ができなくなると思いますので、あくまでも農地法に沿った審議をお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- (質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 4-5・6 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成ということで許可とします。

議長 続まして議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
(所有権移転) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第5号上程)

(議案第5号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求め  
ます。

議長 全員賛成ということですのできは市長に回答いたします。

議長 続まして議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画  
(利用権設定変更) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

(議案第6号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求め  
ます。

議長 全員賛成ということですのできは市長に回答いたします。

議長 それでは報告に入ります。事務局説明をお願いします。

(報告1～3説明・朗読)



前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印